

企業連携職業訓練の対象者

センターにおいて職業指導又は職業訓練を受講中の訓練生であって以下の方が対象になります。

- 異なる就業環境下では業務の円滑・的確な遂行が困難となる訓練生
(精神障害・発達障害・高次脳機能障害者など)
- 身体動作の制限が多く特別の機器・設備の下で職業訓練を行い、職業能力を身につけることが必要な訓練生
(重度視覚障害・重度上肢障害者など)

職場実習との違い

トライアル雇用の利用や上記の対象者以外の雇入れを検討している場合は職場実習制度をご活用ください。

【職場実習】

- 対象は全ての訓練生
- 一回の期間は3週間以内
- 複数回の実施が可能
- 職場実習後、企業内訓練の実施が可能
- 委託費は日額2,000円
- 採用時に3か月間のトライアル雇用が可能

企業内訓練

【実施時間・期間・回数】

- 実施時間は企業の就業時間の範囲とします。
- 期間は6週間以内です。
- 必要に応じて複数回の実施が可能です。

【委託費】

- 当センターから委託先企業に日額3,000円の委託費をお支払いします。

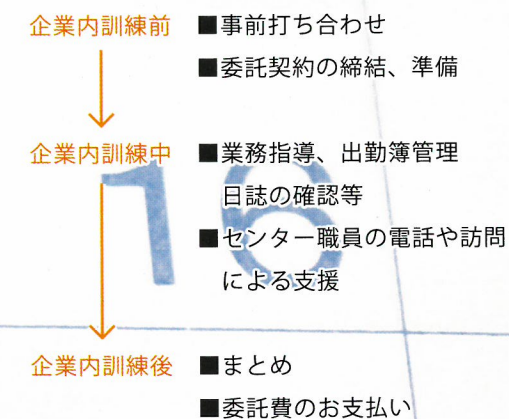
【その他】

- 企業内訓練期間中の災害等については当機構の災害見舞金制度及び訓練生が任意で加入している企業総合賠償責任保険の適用対象となります。
- 訓練生に対する給与・交通費等は一切お支払いいただく必要はありません。
- トライアル雇用の利用はできません。

企業連携職業訓練のご案内

障害者の雇入れを検討している
企業との密接な協力により
特注型の訓練メニューによる
センター内での訓練と
企業内での訓練を組み合わせた
職業訓練や採用・職場定着のための
支援(企業連携職業訓練)を行っています。

企業内訓練のながれ



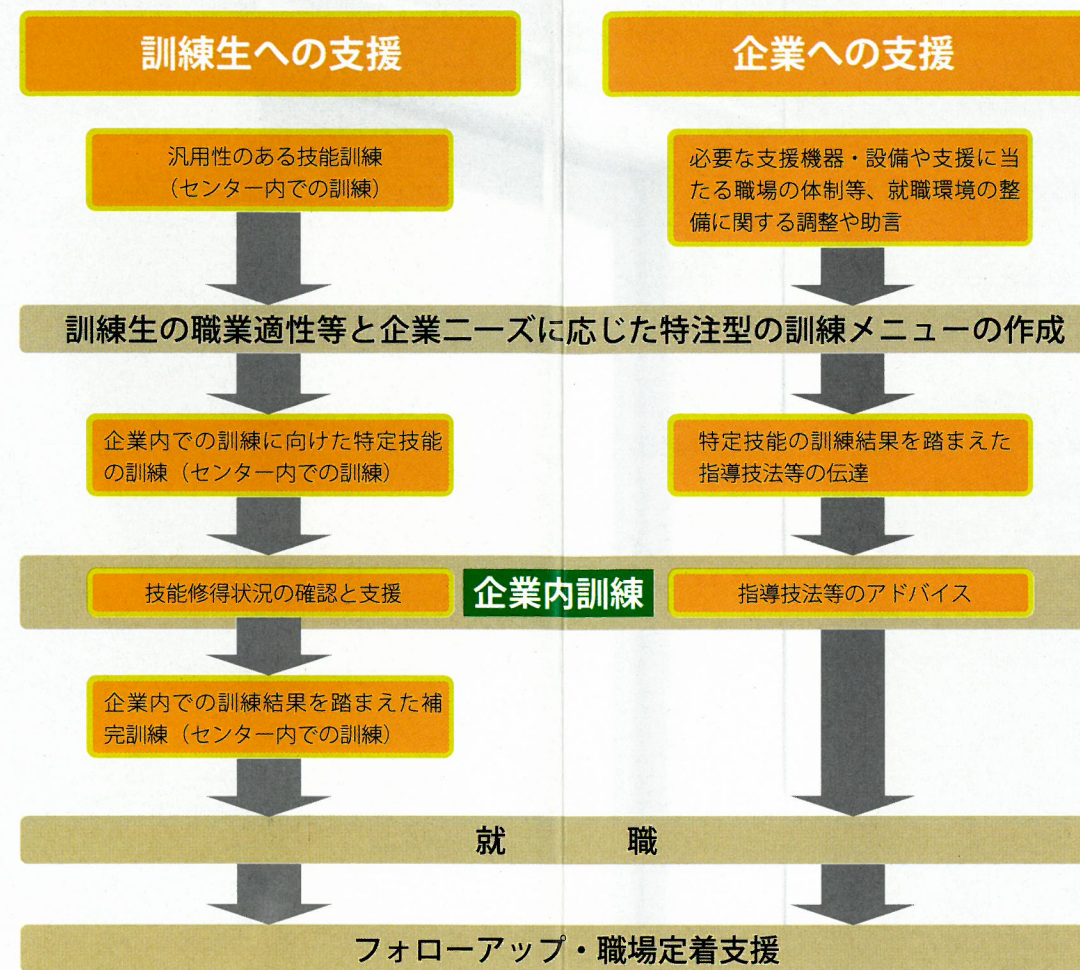
お問い合わせ先

国立吉備高原職業リハビリテーションセンター

〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川 7520
TEL 0866-56-9003 FAX 0866-56-7238

<http://www.kibireha.jeed.go.jp>

国立吉備高原職業リハビリテーションセンター



企業連携職業訓練の実施例

ケース1

発達障害 男性

事務関係の訓練を約8か月受講後、製造関連事業所で企業内訓練を実施。

企業内訓練での作業体験を通じ、製造現場及び事務関連業務の両方を経験し、企業側担当者による指示・指導方法等を具体的に調整することにより、同企業事務部門に就職。

ケース2

知的障害を伴う
発達障害 男性

厨房・接客関係の訓練を7か月受講後、スーパーマーケット内のフードコートで1回目の企業内訓練を実施。
ここで明らかになった課題を当センター内の訓練で補完後、2回目の企業内訓練を実施。

2回目の企業内訓練ではフードコートと惣菜部門との実際の勤務シフトを経験することにより、同企業に就職。

ケース3

高次脳機能障害
女性

事務及び作業系の訓練を約10か月受講後、製造関連事業所で企業内訓練を実施。

企業内訓練で実際に作業を行う中で、企業側担当者が作業用の補助具を製作していただくなど環境調整を実施した結果、同企業に就職。

ケース4

精神障害 女性

物流・組立関係の訓練を約7か月受講後、製造関連事業所で職場実習を実施。ここで明らかになった課題をセンター内の訓練で補完後、企業内訓練を実施。

作業体験を通じて体得した製造技能に加え、他の従業員との接し方や本人への指示・指導方法、勤務日数等を具体的に調整することにより、同企業に就職。